

福山市教育委員会会議（第3回）議事日程

2026年（令和8年）6月25日
午後1時30分 於：教育委員室

日程第1	教育委員会会議録の承認について	
日程第2	教育長報告	1
日程第3	令和8年6月定例市議会答弁報告	3
日程第4	議第10号 臨時代理の承認を求めることについて（福山市立学校職員（市費負担教職員）服務規程の一部改正について）	23
日程第5	議第11号 福山市学校教育環境に関する基本方針の策定について	27
日程第6	議第12号 臨時代理の承認を求めることについて（福山市いじめ防止基本方針の改定について）	28
* 日程第7	議第13号 福山市図書館協議会委員の任命について	
* 日程第8	議第14号 福山市青少年修学応援奨学金審議会委員の委嘱について	
* 日程第9	議第15号 福山市奨学金審議会委員の任命について	
* 日程第10	議第16号 福山市文化財保護審議会委員の委嘱について	
* 日程第11	議第17号 福山市文化財保護指導員の委嘱について	
* 日程第12	議第18号 福山市社会教育委員の委嘱について	
* 日程第13	協議事項 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について	

*は非公開予定

教育長報告

5月	23日	土	芦田川総合水防演習（芦田川河川敷）
	24日	日	
	25日	月	広島県租税教育推進協議会（広島東税務署）
	26日	火	学校訪問（御幸小） 福山市古松会懇親会 叙勲授与式 2026年度（令和8年度）PTA 連合会定期総会（ローズコム）
	27日	水	文教経済委員会 広島県市町教育委員会連合会令和8年度定期総会（Web）
	28日	木	公益財団法人ふくやま芸術文化財団2026年度（令和8年度）第1回理事会（リーデンローズ）
	29日	金	学校訪問（一ツ橋中） 叙勲授与式
	30日	土	
	31日	日	
6月	1日	月	学校訪問（緑丘小） 第31回福山市租税教育推進協議会総会（小会議室）
	2日	火	学校訪問（泉小、東朋中）
	3日	水	学校訪問（遺芳丘小、城北中）
	4日	木	学校訪問（樹徳小、幸千中）
	5日	金	本会議
	6日	土	福山市職員労働組合結成80周年ならびに現業評議会結成60周年記念レセプション（労働会館 みやび）
	7日	日	図画・ポスター表彰式（歯科医師会館）
	8日	月	
	9日	火	広島県教科用図書選定審議会（広島県庁）
	10日	水	
	11日	木	
	12日	金	
	13日	土	福山市立福山中・高等学校文化祭
	14日	日	
	15日	月	本会議 表敬訪問〔ヨードピング・ジムナジウム校〕
	16日	火	本会議
	17日	水	本会議
	18日	木	本会議 ふくやまマラソン実行委員会（ローズアリーナ）
	19日	金	文教経済委員会 スポーツ協会2026年度（令和8年度）定時評議員会（エフピコアリーナ）
	20日	土	
	21日	日	
	22日	月	学校訪問（大谷台小、想青学園）

23日	火	福山市青少年の被害・非行防止並びに社会を明るくする運動推進委員会（60会議室）
24日	水	学校訪問（多治米小） 本会議
25日	木	第3回教育委員会会議

【一般質問】

- ・水曜会 大田 祐介 議員
 喜田 紘平 議員
 木村 素子 議員

- ・誠友会 大村 展正 議員
 岡崎 正淳 議員

- ・公明党 野村 志津江 議員
 皿谷 久美子 議員

- ・市民連合 阿部 直文 議員
 山田 由美 議員

- ・新政クラブ 八杉 光乗 議員

- ・無所属 塩沢 光江 議員

※記載内容については、福山市議会の正式な記録ではありません。

順序	1	質問日	6月15日	会派名	水曜会	名前	大田 祐介
----	---	-----	-------	-----	-----	----	-------

発 言 の 要 旨	
1	市制施行110周年について
	(2) 学校再編について

[教育長答弁]

今後の学校再編の取組方針についてです。

これまでの学校再編では、こどもたちは、集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人一人の資質能力を伸ばしていきました。

こうした成長していく姿から、学校教育には、こどもたちが多様な人間関係の中で学び合い、育ち合うことのできる環境を整えることが重要であると考えています。

少子化による学校の小規模化が進む中、一定の集団規模の確保を図るため、引き続き、学校再編に取り組んでまいります。

取組に際しては、義務教育学校の特色、本市の2校の取組の成果、児童生徒、保護者及び教職員の意見等を踏まえる中で、小中一貫教育の効果を高めることのできる義務教育学校の整備を基本に再編を推進してまいります。

学校再編にあたっては、事前の交流事業や通学支援など様々な事項を考慮する中で、保護者・地域住民など関係者との意見交換を重ね、丁寧に説明する中で、理解を得ながら取組を進めてまいります。

順序	2	質問日	6月15日	会派名	水曜会	名前	喜田 紘平
----	---	-----	-------	-----	-----	----	-------

発言の要旨	
1	自転車への交通安全対策に関して
	(4) 学校における交通安全教育について
	① 自転車に関する交通安全教育の実施
	② 交通安全教育の充実
	③ 学校と家庭の連携
2	通学路の安全対策に関して
	(1) 現状と課題について
	① 現状と課題
	② 登下校中における交通事故の発生状況の分析
	③ 今後の対策について

〔教育長答弁〕

自転車利用に係る学校の交通安全教育についてです。各学校では、保健体育の授業や交通安全教室等で、交通ルールや正しい自転車の乗り方、自転車事故の原因などについて学習し、交通安全意識の向上を図っています。

交通安全教室は、市内の全小学校及び6割の中学校で実施しており、警察や関係部署の職員などから自転車のルールやマナー、危険予測、危険回避の行動などについて、指導を受けています。

次に、今後の交通安全教育の充実についてです。各学校では、今年度、新たに警察などが作成した自転車の交通反則通告制度を踏まえた内容や自転車の交通安全に関する情報を掲載したルールブックや交通安全ガイドラインを学習教材として活用する予定です。

自転車の交通反則通告制度の対象となる行為や交通違反に伴う責任などについて理解を深め、交通安全教育の充実を図ることとしています。

次に、学校と家庭の連携についてです。各学校では、登下校時のヘルメットの着用を生徒指導規程の項目として定めるなど、全員着用に向けて取り組んでいます。

家庭との連携では、ヘルメット着用について、入学時の保護者説明会やPTA総会、各種配付物など、様々な機会を捉え、保護者にも児童生徒のヘルメットの着用を促してもらえるよう取り組んでいます。

一方、課題として今年度、本市では、ヘルメット未着用の児童生徒が自転車で交通事故に遭う事案が既に6件発生するなど、全員着用に至っていない現状があります。

ヘルメット着用の徹底に向け、学校での交通安全教育の充実や保護者への啓発、関係機関等との連携を進めるなど、ヘルメット着用の必要性に対する理解を深め、児童生徒の命を守

る取組につなげてまいります。

次に、通学路の安全対策についてです。2014年度（平成26年度）に福山市通学路交通安全プログラムを策定し、プログラムに基づいて、2年に1度、全市的な合同点検を実施しています。

自治会、PTA、交通指導員、警察など地域の道路事情や登下校の実態をよく知る方々と、合同点検を行う中で、通学路の危険箇所を的確に把握し、必要な対策を着実に進めることができていると考えています。

課題としては、様々な事情から歩道や横断歩道の待機場所が確保できないことや、水路の蓋かけができないことから、やむを得ず対策が未実施となる場合があります。その場合は、他の道へ迂回するなど可能な対策を講じることで、通学路の安全を確保しています。

次に、登下校中の交通事故の発生状況と今後の対策についてです。交通事故件数は、小学校は、合同点検を開始した2014年度（平成26年度）が17件、その後、平均で13件と横ばいの傾向で推移し、昨年度は、9件でした。中学校では、交通安全プログラムに追加した2022年度（令和4年度）は56件、昨年度は47件でした。

事故原因は、小学校、中学校ともに飛び出しや相手の過失によるものの他、中学校では自転車事故の割合が89%と多くなっています。

こうしたことから、今後の対策としては、危険箇所の環境整備を着実に進めることに加えて、授業や交通安全教室を通じて、道路交通法の改正に伴う自転車のルールなどについても適切に指導を行うことにより、児童生徒が周囲の危険に気づいて、的確に判断し、安全に行動することができるよう、交通安全教育を充実してまいります。

順序	3	質問日	6月15日	会派名	水曜会	名前	木村 素子
----	---	-----	-------	-----	-----	----	-------

発言の要旨	
4	こども・若者支援及び教育について
①	福山のこどもたちにどのような力や資質を育てていくか
②	全てのこどもたちの可能性を伸ばしていく教育とは
③	多様な学びの場や育ちの場の位置づけ
④	多様な場でのこどもの成長をいかに支えていくか

〔教育長答弁〕

育むべき能力や資質についてです。文部科学省は、第4期教育振興基本計画の中で、教育の基本方針を、予測困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、持続可能な社会を維持・発展させていく力が重要であるとして、「持続可能な社会の創り手の育成」と、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じることができるよう、「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」の2点としています。

本市も、こうした国の基本方針などを受け、昨年度改定した、第三次福山市教育振興基本計画の中で、育むべき資質・能力として、「実際の社会や生活で生きて働く『知識及び技能』『未知の状況にも対応できる『思考力、判断力、表現力等』『学んだことを人生や社会に生かそうとする『学びに向かう力、人間性等』とし、学校が、こどもたちが、ともに成長する場となるよう、「すべてのこどもたちが、自分自身の成長を実感できる学校教育の実現」を目標に掲げ、取り組むこととしています。

次に、全てのこどもたちの可能性を伸ばす教育と学びの場についてです。文部科学省は、全国的に不登校児童生徒が増加する状況を踏まえ、「誰一人取り残されない学びの保障に向

ココロ

けた不登校対策（COCOLOプラン）」を策定し、全ての児童生徒が学びたいと思ったときに学べる環境づくりを推進しています。

本市でも、可能な限り、一人一人の状況に合った学びの場を提供できるよう、教室だけでなく、校内外フリースクールの整備やメタバース空間を活用した支援を、教室以外の多様な学びの場として位置付けて、学びの保障に取り組んでいます。

今後も、児童生徒が社会や学校との関係を維持し、社会的自立のための力を養うことができるよう、学びにアクセスできない児童生徒をゼロにすることをめざして支援してまいります。

順序	4	質問日	6月16日	会派名	誠友会	名前	大村 展正
----	---	-----	-------	-----	-----	----	-------

発言の要旨	
1	福山市いじめ防止基本方針について
①	本市におけるいじめの認知件数について
②	本市の状況についてどのように分析、受け止めをしているか
③	現在どのように取り組んでいるか
④	本方針を改定するに至った経緯は
⑤	どのような特徴的な取組や施策が盛り込まれているか
⑥	どのような支援や人材育成を行っていくのか

〔教育長答弁〕

過去5年間のいじめの認知件数についてです。2020年度（令和2年度）から年度ごとに、286件、222件、227件、410件で、2024年度（令和6年度）は、1,089件となりました。

2024年度（令和6年度）の急激な増加は、2022年（令和4年）文部科学省が生徒指導提要进行を改訂し、いじめの未然防止や早期発見、組織的対応などの強化に取り組むこととしたことを受け、初期段階のいじめから積極的な認知に努めたことによるものです。

次に、本市のいじめの状況の分析と受け止めについてです。2024年度（令和6年度）のいじめ事案の主な態様は、小学校、中学校ともに、「冷やかしかからかい、悪口や文句、嫌なことを言われる」が最も多く、続いて、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしたたかれたり、蹴られたりする」などです。

言葉や軽い身体接触など、いじめの兆候として捉えにくく、周囲もわかりにくい態様が多いため、アンケートの実施方法を工夫したり、全員面談などによる相談体制の充実を図ることなどで、学校も、より早期にきめ細かくいじめを認知できるようになったと受け止めています。

次に、今年度「福山市いじめ防止基本方針」を改定した経緯と目的についてです。2014年度（平成26年度）の本方針策定以降、いじめの認知件数の増加や複雑化に伴い、「児童生徒が発するSOSへの初動対応」や「組織的な対応」の重要性が増しています。

こうした中、文部科学省が2024年（令和6年）に「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」を、広島県が2026年（令和8年）3月に基本方針を改定したことから、これらを参酌し、安全・安心な学校づくりの確かな推進と生徒指導上の諸課題に係る未然防止の更なる充実を目的に、本方針を改定しました。

次に、特徴的な取組や施策についてです。改定した基本方針では、いじめの早期発見や未然防止のため、「学期に1回以上のいじめ等に関するアンケート及びアンケートに基づ

いた全員面談の実施」「月1回以上のいじめ防止委員会の適切な開催」「児童生徒の端末を活用した『心の健康観察』の実施」を示しました。

このほか、各学校は道徳や特別活動を通して、共感的な人間関係を育む学習を進めるとともに、生徒会等が中心となって、いじめについて考える機会を設けるなど、人権感覚の醸成に取り組んでいます。

また、いじめを認知した場合は、事実確認を行い、「いじめ防止委員会」で情報を共有するとともに、被害児童生徒や保護者の思いを受け止めながら、必要に応じて関係機関と連携し、組織的に対応しています。

次に、教職員への支援や人材育成についてです。教育委員会は、いじめを含む生徒指導上の課題に関する調査や報告を通して、各校の状況を把握し、必要な指導・支援を行っています。

また、教職員がいじめを早期に発見し、組織的に対応できるよう、改定した基本方針を踏まえ、生徒指導主事研修等の充実を図りながら、教職員の資質・能力の向上に努めてまいります。

順序	5	質問日	6月16日	会派名	誠友会	名前	岡崎 正淳
----	---	-----	-------	-----	-----	----	-------

発言の要旨	
2	学校教育環境に関する基本方針（案）について
①	整備計画策定のスケジュール
②	義務教育学校の整備を推進することとした理由
③	文科省の手引き改訂に向けた議論の受け止め
④	再編地域とともにある学校づくりのための体制と仕組みについて

〔教育長答弁〕

学校教育環境の整備計画についてです。基本方針策定後、義務教育学校の整備や施設改修などについて検討を進め、今年度内を目途に策定してまいります。

次に、義務教育学校の整備を推進することとした理由についてです。義務教育学校の特色として、

- ・ 9年間の系統性を確保した柔軟な教育課程を編成できること
- ・ 小中一貫教育の軸となる学校独自の新教科を創設し、多彩な地域資源を学習素材とした探究学習に取り組めること

などがあります。

また、教職員は、前期・後期課程の垣根を超え、授業の相談やこどもの様子を情報共有することで、教科指導や生徒指導の充実を図ることができます。

9学年における異学年交流についても日常的に行われており、想青学園では、約8割の児童生徒が9年間を通した学びに良さを感じています。こうした特色や成果を踏まえ、小中一貫教育の効果を高めることのできる義務教育学校の整備を推進することとしました。

次に、文部科学省が設置した協力者会議の議論の受け止めについてです。会議では、学校の適正規模・適正配置の在り方について、3つの観点で議論をされています。

1点目の広域化については、小中学校が1校しかないなど、再編が困難な市町村においては、隣接する市町村を含めた広域での検討も考えるという観点であり、現時点では、本市には該当しないと考えています。

2点目の現代化は、GIGAスクール構想の推進等、変化に対応した学校教育の観点であり、本市においても、新たな基本方針において、こどもたちを取り巻く環境の変化を踏まえ、未来を見据えた学校教育環境整備に取り組むこととしています。

3点目の総合化は、教育委員会と市長部局が連携し、地域の未来を考える視点を持って、再編を検討するという観点であり、本市も同様の視点で、地域と協議を進めてまいります。会議における議論は、国の手引き改訂に向けた途中経過の段階ですが、その内容からは、本市の基本方針の方向性と概ね合致していると受け止めています。

次に、地域とともにある学校づくりのための体制と仕組みについてです。各校の特色を生かした教育をより一層推進するための効果的な教職員配置を行うとともに、学校再編にあたっては、こどもたちが安心して学校生活を送るための加配措置を活用し、教員を配置するなど、必要な体制づくりを進めてまいります。

また、学校運営協議会へ指導主事が参加し、助言するほか、各校の担当者研修を実施するなど、伴走支援を継続し、コミュニティ・スクールの仕組みを生かした教育活動を充実させることで、地域とともにある学校づくりを進めてまいります。

順序	6	質問日	6月17日	会派名	公明党	名前	野村 志津江
----	---	-----	-------	-----	-----	----	--------

発言の要旨	
2	学校における熱中症対策について
①	近年の熱中症発症状況と傾向
②	具体的な取組内容
③	教室の空調使用時の温度調整や管理方法
④	空調設備の使用状況に対する受け止め
⑤	空調のない学校の体育・部活動の工夫や配慮について
⑥	冷水器設置の検討について
3	環境行政について
④	学校での環境教育について

〔教育長答弁〕

学校における熱中症対策についてです。小中学校の直近3年間の熱中症発生件数は、2023年度（令和5年度）から年度ごとに、14件、11件、15件で、ほとんどが、屋外の活動中に発生しています。

次に、各学校では、教育委員会が示したガイドラインに基づき、環境条件の把握や個人の体調の考慮、服装の工夫などを踏まえ予防措置を行っています。具体的には、水分補給の時間確保や屋外での帽子着用、冷却タオル、クールネック、日傘などの使用推奨、部活のクールダウンの場所の提供など学校の実態や個人の状況に応じて、適切に対応しています。

次に、教室の空調使用時の温度設定や管理方法については、教育委員会が策定した指針に沿って、冷房の運用期間を6月～9月とし、設定温度は28℃を基準に、原則として教職員が操作することとしています。運用期間や設定温度については、状況に応じて、柔軟に対応することとしており、現状では、適切に使用できているものと受け止めています。

次に、各学校は、定期的に暑さ指数を専用機器で測定し、実測値が31℃以上検出された場合は、運動を原則として中止することとしています。体育等の授業については、時間割の入れ替え等により、時期や時間を変更して必要な授業時間を確保しています。

また、夏季休業中の部活動などは、朝の涼しい時間帯に実施するなど工夫している学校もあります。

次に、冷水器については、いつでも冷たい水を飲めるというメリットがありますが、現在、教室では、空調が終日稼働していることや、多くのこどもが必要な水分を、水筒などで持参している状況であり、現時点で冷水器を設置する予定はありません。今後、必要性について研究してまいります。

次に、学校での環境教育についてです。各学校は、地域の川や海などの自然環境や、ごみ処理をはじめとする社会的課題を題材として、理科や社会科・総合的な学習の時間等でSDGsの目標と関連付けながら、教科横断的に学習を進めています。

学習に当たっては、教育委員会が作成している「大好き！福山～ふるさと学習～」などの教材や環境に関する出前授業を活用したり、河川の水質調査や清掃活動などの体験活動に取り組んでいます。

今後も、持続可能な社会の担い手となる児童生徒の育成に向け、環境教育の充実に取り組んでまいります。

順序	7	質問日	6月17日	会派名	公明党	名前	皿谷 久美子
----	---	-----	-------	-----	-----	----	--------

発言の要旨
3 教育行政について
① こどもメディカルラリーについて
ア 教育的意義の受け止め
イ 学校教育での活用
ウ 今後の実施

[教育長答弁]

こどもメディカルラリーの教育的意義についてです。緊急時の応急手当や救命に関する学習内容を実践的に活用する機会となるほか、防災教育や地域社会とのつながりを学ぶ機会として、また、学習指導要領の健康安全に関する資質・能力の育成などの面からも有効であると考えています。

次に、こどもメディカルラリーの活用についてです。こどもメディカルラリーは、医療や消防などの専門機関や関係団体の協力のもとで実施されている取組であり、児童生徒が命を守るための知識・技能を実践的に学ぶことができる貴重な機会であると認識しています。このため、今後、こどもメディカルラリーの取組と教育的意義について各学校へ周知するとともに、教育課程の関連を踏まえながら、教育活動の中で活用が図られるよう働きかけてまいります。

順序	8	質問日	6月18日	会派名	市民連合	名前	阿部 直文
----	---	-----	-------	-----	------	----	-------

発言の要旨	
2	外国にルーツのある子どもの教育保障
	① 日本語指導の実態
	② 各教科の学習内容の理解に向けての具体的な支援
	③ 多文化共生に係る具体的な教育内容及び教育委員会の支援策
3	部活動の地域移行、地域展開
	① 具体的な考え方について
	② 現段階における課題について
	③ 今後のスケジュールについて

[教育長答弁]

日本語指導の実態についてです。日本語指導は、在籍校における義務教育が支障なく受けられるようにすることを目的に、外国人児童生徒等のうち、日本語能力が不十分で、通常の学習に困難をきたしている児童生徒に対して行っています。

具体的には、日本に来て間もない児童生徒には、あいさつ、授業開始や終了時の号令、箸の使い方等、日本の文化や生活習慣についての指導を、ひらがな・カタカナを習得している児童生徒には、漢字の学習へと段階的に進める等、一人一人の理解度に応じた指導を行っています。

次に、各教科の学習内容の理解に向けた支援についてです。日本語指導の対象児童生徒が、在籍学級での学習に取り組むことができるよう、特別な教育課程を編成し、授業を受けるうえで必要となる日本語の習得を図ったり、日本語指導教員が在籍学級の授業に入り、個別に支援をしたりしています。日本語指導教員は、学級担任や教科担当教員と連携しながら、学習内容の理解につなげるための日本語指導を行っています。

次に、多文化共生に係る具体的な教育内容及び教育委員会の支援についてです。各学校では、社会や道徳等の授業で、国籍や文化の違いを認め合い、互いに尊重しながら共に生きる大切さについて学んでいます。

教育委員会としては、ALT等を配置し、学習を通して外国の文化、生活習慣を知る機会を設ける等、児童生徒が多文化共生への理解を深めるための支援を行っています。

引き続き、すべての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、取り組んでまいります。

次に、部活動の地域展開の具体的な考え方や課題及び今後のスケジュールについてです。本市では、現在、国のガイドラインに示された、休日の部活動を地域展開することをめざして、その活動を担う、部活動指導員の確保に取り組んでいます。

現在、25校で83人の部活動指導員が活動しています。その中には、既に休日を指導員だけで指導できている部活動もあり、今後さらに指導員を確保し、まずは、休日の指導を担っていただけるよう取り組んでまいります。

現時点での大きな課題は、他の多くの自治体と同様に、部費の徴収や指導員への報酬の支払いなどの部の経理、部員がケガをした時の対応を含む安全管理など、部活動を責任をもって具体的に運営する受け皿の構築です。

現在、活動中の部活動指導員や教職員の兼職兼業制度の活用を視野に検討を行っており、国の示す、改革実行期間の2031年（令和13年）を見据え、地域展開の取組を進めてまいります。

順序	9	質問日	6月18日	会派名	市民連合	名前	山田 由美
----	---	-----	-------	-----	------	----	-------

発 言 の 要 旨	
2	プレコンセプションケアとSRHR（性と生殖に関する健康と権利）について
	② 学校などの教育現場での周知啓発について

[教育長答弁]

エスアールエイチアール

学校でのプレコンセプションケアとSRHRの周知啓発についてです。学校では、プレコンセプションケアについて直接的に学習はしませんが、国の方針に基づき性暴力
いのち

の加害者や被害者、傍観者にならないよう「生命の安全教育」を教育課程に位置づけ、取り組んでいます。

その中で、地域の実情に応じて保護者の理解を得ながら、多様な性の在り方と妊娠・出産について自分の意志が尊重される社会を目指すSRHRを基本とした、包括的性教育に係る性や健康に関する正しい知識についても学習しています。

今後も、国の動向も注視しながら、プレコンセプションケアに関連する内容も含め、適切な時期に健康に関する正しい知識を持ち、将来のことを考えて健康管理が行えるよう関係部局と連携し、取組を進めてまいります。

順序	10	質問日	6月18日	会派名	新政クラブ	名前	八杉 光乗
----	----	-----	-------	-----	-------	----	-------

発言の要旨	
5	児童生徒の命と安全を守る取組について
①	不審者から子どもを守る取組について
ア	現状の取組内容と対策強化の必要性
②	登下校時の交通安全対策について
ア	過去3年間の登下校時の交通事故発生件数とその原因
イ	低学年の交通安全指導の実施状況と内容
ウ	下校時の安全確保の取組
エ	合同点検の実施状況と危険箇所の改善件数
オ	事業評価について
カ	実効性のある取組の継続のための工夫や改善点
キ	中学校の合同点検の危険箇所の把握や安全対策について
③	学校における熱中症対策について
ア	直近3年間の熱中症発生件数と傾向
イ	WBGT測定値に応じた対応
ウ	水分補給の取組について
エ	マイボトルの補充方法
オ	応急対応体制について
カ	初期対応の知識の習得と研修について
キ	熱中症対策ガイドラインの内容について
ク	ガイドラインの学校での活用について
6	学校教育環境の整備について
①	教育環境の向上と地域との共生
②	学校教育環境の整備計画の策定の考え方

[教育長答弁]

不審者から子どもを守る取組についてです。教育委員会が把握した不審者情報の件数は、2021年度（令和3年度）から順に、年度毎に、49件、41件、33件、23件、14件です。

教育委員会は、把握した不審者情報を、必要に応じて、学校や関係部局へ情報提供すると

ともに、緊急メールシステムで護者へ情報発信しています。学校は、スクールサポーターの見守り活動に加え、教職員による巡回や下校指導を行うなど、児童生徒の安全確保に努めています。

次に、不審者侵入防止策についてです。各学校は、文部科学省資料の「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」を参考に、危機管理マニュアルを作成し、適宜、見直しを行っています。

具体的には、

- ・ 登下校時以外は校門を閉めること
- ・ 校舎の外壁に来客者の入り口を明示し、来校者が必ず職員室や事務室前を通るよう動線を限定すること
- ・ 正面玄関への受付名簿の設置や、来校者用名札の着用など

各校の実情を踏まえた防犯対策を行っています。

次に防犯設備の整備状況についてです。不審者の対応に使用する「さすまた」は、全校が整備しています。小学校及び義務教育学校においては、緊急通報システムが整備されており、教職員がトランシーバーを携帯することで、緊急時に迅速な対応ができる体制を整えています。

次に、不審者対応避難訓練の実施状況及び関係機関との連携についてです。

不審者対応避難訓練は、原則として、すべての学校で、年1回実施することとしています。訓練では不審者の校内侵入を想定し、児童生徒が校内放送を聞いて、状況を自ら判断することや、教職員の指示に従って安全な場所へ避難することなど、各校の実態に応じた訓練を行っています。

また、警察と連携した訓練を行い、専門的な知見や助言を反映させながら、防犯体制の強化に取り組んでいる学校もあります。

最後に、これまでの取組を通して見えてきた課題と今後の改善点についてです。不審者対応避難訓練を、事前に予告して実施する学校においては、児童の恐怖心を和らげることや、基本的な避難行動を事前に確認できるメリットがあります。

一方、事前に訓練情報を把握していることで、児童、教職員ともに、訓練に備えた行動となり、緊張感が薄れ、臨機応変な判断や対応につながりにくいという課題もあります。

各校の訓練実施状況を把握したうえで、安全性を担保しつつ、より実効性の高い実践的な訓練ができるよう支援し、防犯体制の充実と、児童生徒の命を守る取組を推進してまいります。

次に、登下校時の交通安全対策についてです。学校から報告のあった登下校時の交通事故件数は、2023年度（令和5年度）から年度ごとに小学校は、15件、6件、9件、中学校は、44件、45件、47件です。事故の原因は、小学生、中学生ともに飛び出しや相手の過失によるものなどです。また、中学生では自転車事故の割合が89%と多くなっております。

次に、小学校低学年の交通安全指導についてです。各校では、小学校入学時に、各家庭へ交通安全に関する冊子「育て学ぼう安全のこころ」と「たいせつないのちとあんぜん」を配付し、家庭と連携した交通安全教育を進めています。また、交通安全教室を実施する

際には、警察や関係部署の協力を得て、体育館などに模擬道路を設置し、横断歩道や踏切の安全な渡り方、道路標示の意味などについて、体験を通して学んでいます。

次に、下校時の安全確保の取組としては、年度初めは、通学路や下校方法に不慣れな児童が多いため、交通事故のリスクが高まることから、教職員やスクールサポートボランティアによる見守り活動、他学年との集団下校など、安全な下校体制づくりを行っています。

次に、合同点検の実施状況についてです。2014年度（平成26年度）に、福山市通学路交通安全プログラムを策定して以降、2年に1度、全市的な合同点検を実施しており、本年3月末までに、約2,700箇所対策が完了しています。事業の成果としては、本年実施した、アンケート調査の結果で、93.3%の箇所で効果があったとの評価を得ております。

課題としては、様々な事情から歩道や横断歩道の待機場所が確保できないことや、水路の蓋かけができないことからやむを得ず対策が未実施となる場合があります。

その場合は、他の道へ迂回するなど可能な対策を講じることで、通学路の安全を確保しています。実効性のある取組を継続していくための今後の対策としては、危険箇所の環境整備を着実に進めることに加えて、授業や交通安全教室を通じて、道路交通法の改正に伴う自転車のルールなどについても適切に指導を行うことにより、児童生徒が周囲の危険に気づいて、的確に判断し安全に行動できるよう交通安全教育を充実してまいります。

次に、中学校の危険箇所の把握や安全対策についてです。登下校中の自転車での事故が多いことから、自転車を運転する視点に立ち、スピードが出やすい場所や見通しが悪い場所などを中心に、危険箇所を把握しています。

次に、学校における熱中症対策についてです。小中学校の直近3年間の熱中症発生件数は、2023年度（令和5年度）から年度ごとに14件、11件、15件で、ほとんどが屋外の活動中に発生しています。

次に、暑さ指数の運用についてです。各学校では、体育等の授業や屋外活動の前などに定期的に暑さ指数を専用機器で測定し、実測値が31℃以上検出された場合は、運動を原則中止することとしています。

次に、水分補給の取組についてです。各学校では、活動中やその前後に、適切な水分補給や休憩の時間を設けたり、教職員は、児童生徒へ、特に運動時、その前後も含めて、こまめに水分補給し、休憩をとるよう指導し、児童生徒同士でも、水分補給や休憩、体調管理等の声を掛け合ったりするなど、こまめな水分補給ができるよう取り組んでいます。

また、水筒の飲料がなくなった場合は、水道水を補充するなどの対応をしております。

次に、応急対応体制についてです。各学校では、熱中症の疑いがある場合に、直ちに必要の対応が取れるよう、経口補水液やスポーツドリンクの他、氷や保冷剤などを常備しています。

次に、初期対応の知識の習得と研修についてです。全教職員が適切な初期対応ができるよう、救急指導者養成研修を受講修了した教職員を中心に校内研修を実施しています。

次に、熱中症対策ガイドラインについてです。本市では、2024年（令和6年）に「学校における熱中症対策ガイドライン」を策定し、熱中症の予防措置や学校での暑さ指

数の測定と対応の他、熱中症警戒情報・熱中症特別警戒情報について、具体的な対応などを定めています。

また、毎年5月には、各学校にガイドラインの確認と活用について指示しています。これを受けて、各学校では、ガイドラインに基づく熱中症予防対策に取り組んでいます。

次に、学校再編の取組についてです。始めに、教育環境の向上と地域との共生についてです。再編後の学校では、広がった校区の多彩な地域資源を活用した地域学習、地域や地元企業と協働した課題解決学習など、地域の方々とのつながりを大切にした教育活動が展開されています。学校運営では、コミュニティ・スクールを導入し、地域・学校・家庭・企業が一体となり、子どもたちの豊かな学びと成長を支える、地域とともにある学校づくりを進めています。再編にあたっては、教育委員会と市長部局が連携し、丁寧に、地域と協議を進めてまいります。

次に、整備計画策定の考え方についてです。今後の学校再編では、現中学校区の単位を基本に、義務教育学校の整備を推進することとしています。このため、現中学校区ごとの児童生徒数の将来推計や施設の老朽度、地理的条件などを基に、優先的に取り組む義務教育学校の整備や施設改修などについて検討してまいります。

順序	11	質問日	6月18日	会派名	無所属	名前	塩沢 光江
----	----	-----	-------	-----	-----	----	-------

発 言 の 要 旨	
2	県立高校統廃合計画について
①	本市の認識について
②	住民合意の在り方について
③	高校統廃合の影響について

[教育長答弁]

県立高校の再編についてです。教育委員会としては、未来を担う子どもたちが、希望する内容を、充実した環境の中で学ぶことが何より大切であると考えており、こうした観点から、

- ・これまで各校で行われてきた教育が、より充実したものとなるよう、格別の配慮を行うこと
- ・地域住民、在校生や中学生、保護者が不安を抱えることの無いよう、丁寧な説明を行っていただきたいこと

について、改めて、県教育委員会に対して、2月16日に要望を行いました。

その後、県教育委員会では、パブリックコメントを実施し、広く県民から意見を募集するとともに、保護者や学校関係者に対しては、各高校の校長から説明が行われたと伺っています。

5月15日に県教育委員会が決定した実施計画では、

- ・沼南高校における農業教育を含め、これまで各校で行われてきた教育内容は、再編後の学校でも引き継いでいくこと
- ・多様な生徒のニーズに応えるため、生徒が学ぶ方法、時間、場所などを柔軟に調整できる課程とするとともに、生徒のキャリア形成などを支援する体制を整備すること

などが示されており、本市の要望については、踏まえた内容となっていると考えています。

議第10号

臨時代理の承認を求めることについて（福山市立学校職員（市費負担教職員）服務規程の一部改正について）

福山市教育長に対する事務委任等に関する規則（平成29年教育委員会規則第2号）第3条第1項の規定により、福山市立学校職員（市費負担教職員）服務規程の一部改正について、別紙のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により、報告し、承認を求める。

(別紙1)

福山市立学校職員(市費負担教職員)服務規程の一部改正について

福山市立学校職員(市費負担教職員)服務規程の一部改正については、別紙のとおりとする。

1 改正理由

人事院規則15-14(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部改正に伴い、本市においても同様の措置を講じるため、所要の改正を行う必要がある。

2 改正要旨

(1) 官公署出頭休暇(特別休暇)の対象拡大

被害者参加人(殺人、傷害等の一定の刑事事件の被害者やその配偶者、親族であって、刑事裁判への参加を許可された者)の裁判対応に伴う負担に加え、犯罪被害者等支援の重要性や被害者参加制度の公益性も考慮し、被害者参加人として裁判所等に出頭する場合も官公署出頭休暇の対象とするもの。(第15条関係)

(2) その他規程の整理を行うもの。

3 施行期日

公布の日

4 補足説明

○福山市職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び福山市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について

(理由)

人事院規則15-14(職員の勤務時間、休日及び休暇)及び人事院規則15-15(非常勤職員の勤務時間及び休暇)の一部改正に伴い、同様の措置を講じるため、所要の改正を行う必要がある。

(要旨)

1 福山市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年規則第10号)の一部改正について (第1条関係)

官公署出頭休暇(特別休暇)の対象拡大

被害者参加人(殺人、傷害等の一定の刑事事件の被害者やその配偶者、親族であって、刑事裁判への参加を許可された者)の裁判対応に伴う負担に加え、犯罪被害者等支援の重要性や被害者参加制度の公益性も考慮し、被害者参加人として裁判所等に出頭する場合も官公署出頭休暇の対象とするもの。

2 福山市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年規則第13号）
の一部改正について （第2条関係）

官公署出頭休暇（特別休暇）の対象拡大

正規職員に合わせて、官公署出頭休暇の対象を拡大するもの。

（施行期日）

公布の日

(別紙 2)

教育委員会訓令第 号

福山市立学校職員（市費負担教職員）服務規程の一部を改正する訓令

福山市立学校職員（市費負担教職員）服務規程（平成 1 5 年福山市教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	現行
<p>(証人等としての出頭)</p> <p>第 1 5 条 職員が<u>裁判員</u>、証人、鑑定人、参考人、<u>被害者参加人</u>等として裁判所その他の官公庁へ出頭しようとするときは、その旨を校長を経て教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(証人等としての出頭)</p> <p>第 1 5 条 職員が____証人、鑑定人、参考人____等として裁判所その他の官公庁へ出頭しようとするときは、その旨を校長を経て教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

議第11号

福山市学校教育環境に関する基本方針の策定について

「すべての子どもたちが、自分自身の成長を実感できる学校教育の実現」に向け、学校再編や施設整備など、基盤となる教育環境の充実に取り組むため、福山市学校教育環境に関する基本方針を次のとおり定める。

○福山市学校教育環境に関する基本方針（案）【別冊資料1】

福山市学校教育環境に関する基本方針（案）概要版【別冊資料2】

議第12号

臨時代理の承認を求めることについて（福山市いじめ防止基本方針の改定について）

福山市教育長に対する事務委任等に関する規則（平成29年教育委員会規則第2号）第3条第1項の規定により、福山市いじめ防止基本方針の改定について、別紙のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定により、報告し、承認を求める。

(別紙)

福山市いじめ防止基本方針の改定について

いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づき、本市におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、福山市いじめ防止基本方針を次のとおり改定する。

○福山市いじめ防止基本方針【別冊資料3】